





(訳文)  
(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、タジキスタン共和国の経済開発及び社会開発に寄与するため、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）によって実施されるJICA海外協力隊の事業（以下「事業」という。）に基づき協力隊員をタジキスタン共和国に派遣することについて、日本政府の代表者とタジキスタン共和国政府の代表者との間で行わった最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本政府に代わって確認する光榮を有します。

- 1 JICA海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）は、タジキスタン共和国政府の要請に基づき、両政府の権限のある当局の間で別個に合意する派遣計画により、日本国において施行されている法令に従い、JICAによってタジキスタン共和国に派遣されることとなる。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、タジキスタン共和国政府の権限のある当局は経済発展・貿易省である。
- 2 予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とタジキスタン共和国との間の渡航費及びタジキスタン共和国における生活手当はJICAによって負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもJICAによって使用に供される。
- 3 タジキスタン共和国政府は、事業の結果としてタジキスタン国民が取得する技術及び知識並びに供与される設備、機械、自動車及び資材がタジキスタン共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。
- 4 タジキスタン共和国政府は、協力隊員に対して次の特権、免除及び便宜を与える。
- (1) 予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とタジキスタン共和国との間の渡航費及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除
- (2) 予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とタジキスタン共和国との間の渡航費課徴金の免除
- (3) 協力隊員の携帶荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除
- (4) 国外から送金される2に規定する生活手当に対しても又は当該生活手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除
- (5) 必要な医療施設が確保された医療を受ける便宜の提供
- (6) おける無料の基本的家具付住居施設の提供
- (7) 協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するための身分証明書の発給
- (8) 協力隊員の任期中、タジキスタン共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除
- (9) 任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供
- (10) 協力隊員の任務の遂行に必要な他の措置
- 5 (1) タジキスタン共和国政府は、日本国から派遣されて事業の活動に関連してJICAによって与えられる任務をタジキスタン共和国において遂行する駐在調整員（以下「JICA調整員」といいう。）を受け入れる。
- (2) タジキスタン共和国政府は、JICA調整員及びその家族の構成員に対し、次の特権、免除及び便宜を与える。
- (a) JICA調整員及びその家族の構成員の携帶荷物、身回品、家財、消費財並びにJICA調整員一名につき一台及びJICA調整員の一家族につき一台の自動車の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除
- (b) 国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除
- (c) タジキスタン共和国に自動車を輸入しないJICA調整員及びその家族につき、JICA調整員一名につき一台及びJICA調整員の一家族につき一台の自動車の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(a) 及び(c)に規定する自動車の登録料の免除  
(f) (e) (d) 自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

JICA調整員の任務の遂行を容易にするための身分証明書及び協力隊員を送迎するために空港の出入国手続地点を越えて入るための特別通行証の発給  
(g) JICA調整員の任期中、タジキスタン共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

- 6 (h) JICA調整員の任務の遂行に必要な他の措置
- (3) (2)に規定する自動車が、その後タジキスタン共和国において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を受ける権利を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対して当該租税が課される。
- 7 タジキスタン共和国政府は、協力隊員、JICA調整員及びその家族の構成員に対し、タジキスタン共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティア、調整員及びその家族の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。
- 8 タジキスタン共和国政府は、協力隊員、JICA調整員及びその家族の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。
- 9 タジキスタン共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。
- 10 両政府は、タジキスタン共和国における事業を成功裏に実施するため隨時協議する。
- 前記の了解は、両政府間の相互の書面による合意により修正することができ、また、いずれかの政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月の予告をもつて書面により通告することにより終了させることができる。
- 本使は、更に、この書簡及びタジキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のタジキスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。
- 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年八月三日にドウシャンベで

タジキスタン共和国  
(タジキスタン側書簡)

タジキスタン共和国駐在  
日本国特命全権大使 相木俊宏

(訳文)  
(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、更に、タジキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のタジキスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年八月三日にドウシャンベで

タジキスタン共和国  
経済発展・貿易大臣 ザウキ・ザウキゾダ閣下

日本国特命全権大使 相木俊宏閣下



## ○国土交通省告示第三百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和7年五月十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

## 一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トモ工沢

砂防法第二条の土地の表示

青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塙見

形上野の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十

六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

二点



第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書取扱い

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一四四号）審査報告書

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書取扱い

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一四四号）審査報告書

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

## 内 務 報 告

第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書取扱い

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一四四号）審査報告書

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書取扱い

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一四四号）審査報告書

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書取扱い

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一四四号）審査報告書

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）

議案付託

五月八日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

通知書取扱い

五月八日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

報告書提出

五月八日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一四四号）審査報告書

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

## 人 事 異 動

### 内 閣

### 國 民 試 験

#### 令和7年度獣医師国家試験予備試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第2項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う令和7年度獣医師国家試験予備試験について、次のように公表する。

令和7年5月12日

農林水産大臣 江藤 拓

1 試験の種類等

（1）試験の種類

試験は、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

（2）試験の科目

学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成26年9月4日獣医事審議会決定）による。

（3）試験の出題数

学説に関する試験は90問、実地に関する試験は60問とし、合計で150問とする。

（4）試験の方法

学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式による。

2 試験の日時

試験の種類	試験日	試験時間
学説に関する試験	令和7年8月20日（水曜日）	10:00~12:15
実地に関する試験		13:30~15:30

3 試験の場所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省内（場所の詳細については、受験票の交付に併せて通知する。）

4 受験資格

外国人の獣医学を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（獣医師法第12条第1項第2号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定した者

## 5 受験手続

## (1) 提出書類等

## ア 受験願書

別記様式により作成すること。

## イ 写真

出願前6か月以内に撮影した正面、無帽、無背景で、顔が鮮明に写っている縦45ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を2枚用意し、1枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の1枚を受験票用として同封すること。

## ウ 獣医師国家試験予備試験受験資格の認定書の写し

## エ 返信用封筒

市販の長型3号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。

## (2) 受験手数料

## ア 受験手数料は、30,500円とする。

イ 受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。

## ウ 受験願書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

## (3) 受験願書等の受付期間及び提出場所

ア 受験願書等の受付期間は、令和7年7月1日（火曜日）から同年7月14日（月曜日）までとする。

イ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便により受験願書等を受付場所に提出すること。封筒の表面に「獣医師国家試験予備試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法により、郵便番号100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、令和7年7月14日（月曜日）までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。

## (4) 受験票の交付

受験票は、令和7年7月28日（月曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03-3502-8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。

## 6 合格者の発表

試験の合格者は、令和7年9月19日（金曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/index.html>）にその受験番号を掲示して発表する。

## 7 その他

やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。

## 別記様式

## 獣医師国家試験予備試験受験願書

令和 年 月 日

獣医事審議会会長 殿

写 真

令和 年 月 日撮影

氏 名

記

1 本籍

2 現住所〒

方

電話番号

メールアドレス

3 氏名

4 生年月日 年 月 日生 男・女

5 受験の資格となる学歴及び履歴

6 獣医事審議会が獣医師国家試験予備試験の受験を適当と認め  
た年月日

収入印紙  
30,500円

## 日本産業規格A4

## 作成上の注意

- 1 願書の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 受験者の氏名は、戸籍に記載されている文字を用い、書名又は記名押印により記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、住民票に記載されている文字を用い、読み仮名を付けること。）。
- 3 同じ写真（出願前6か月以内に撮影した正面、無帽、無背景で、顔が鮮明に写っている45mm×35mmのもの。裏面には氏名を記入すること。）を2枚用意し、1枚を願書の所定位置に貼り付け、他の1枚を受験票用として同封すること。
- 4 本籍は、都道府県名のみを記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、国籍を記載すること。）。
- 5 現住所は、都道府県名から記載すること。

## 細 帳

## 金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の2の規定により公告する。

記

1. 商号 株式会社G&Dアドヴァイザーズ
2. 本店所在地 東京都千代田区内神田3-15-10 東海神田ビル2階
3. 登録番号 関東財務局長（金商）第1756号
4. 行政処分の年月日 令和7年4月24日
5. 行政処分の内容

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を令和7年4月24日から同年7月23日まで停止すること。

令和7年5月12日

関東財務局長 目黒 克幸

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月12日

東北地方整備局長 西村 拓

1. 処分をした年月日 令和7年4月16日
2. 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社山電 山口 剛史 宮城県仙台市太白区富沢西5丁目21番地の1 国土交通大臣許可（般・特-04）第17621号
3. 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4. 処分の原因となった事実 令和7年4月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

## 宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和7年5月12日

関東地方整備局長 岩崎 福久

1. 商号 縁住販株式会社
2. 代表者氏名 代表取締役 爲近 創太
3. 主たる事務所の所在地 東京都港区東麻布二丁目5番1号麻布イースト507号
4. 免許証番号 大臣(1)第10298号
5. 免許年月日 令和4年11月28日

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

## 令和7年（家）第8610号

石川県金沢市堀川町13番3号

申立人 山本 信一

本籍石川県金沢市笠市町492番地、最後の住所石川県金沢市八日市2丁目8番地3、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和30年12月2日、職業不明

被相続人 亡 野村 博

事務所石川県河北郡内灘町字向陽台1丁目185番地 司法書士山田政樹事務所、石川県かほく市長柄町ソ51番地66

相続財産清算人 山田 政樹

催告期間満了日 令和7年11月17日

金沢家庭裁判所

## 令和7年（家）第108号

岐阜県揖斐郡大野町大字相羽553番地1

申立人 岡田 卓三

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町脇永914番地1、最後の住所岐阜県本巣市七五三735番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和5年3月4日、出生の場所岐阜県揖斐郡揖斐川町、出生年月日昭和11年7月25日、職業無職

被相続人 亡 田中 正良

事務所岐阜市羽衣町4-7-2 はごろも法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤 隆吉

催告期間満了日 令和7年11月17日

岐阜家庭裁判所

## 令和7年（家）第30041号

静岡市葵区七間町1番地の11

申立人 ミマツ商事株式会社

本籍静岡県藤枝市五十海4丁目649番地1、最後の住所静岡市葵区瀬名川3丁目21番13号2F、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年8月4日、出生の場所静岡県藤枝市、出生年月日昭和29年9月17日、職業不詳

被相続人 亡 大塚 正明

静岡市駿河区八幡2丁目4番16号 伊伝八幡ビル2階静岡富士法律事務所

相続財産清算人 弁護士 蒲生 武幸

催告期間満了日 令和7年12月9日

静岡家庭裁判所

## 令和7年（家）第6015号

静岡県熱海市伊豆山1130番地の20中銀ライフケア伊豆山12号館

申立人 中銀ライフケア熱海伊豆山12号館管理組合法人

本籍静岡県熱海市伊豆山1130番地20、最後の住所静岡県熱海市伊豆山1130番地の20 中銀ライフケア2114号、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日平成30年3月31日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日大正9年1月19日、職業無職

被相続人 亡 宇津江信子

東京都千代田区麹町5丁目3-4 麹町秋山ビルディング4階

相続財産清算人 弁護士法人ソフィアシティ

催告期間満了日 令和7年12月11日

静岡家庭裁判所熱海出張所

## 令和7年（家）第80395号

大阪府吹田市千里丘北2番2号

申立人 垣内 良夫

本籍大阪府大阪市大正区鶴町3丁目21番地、最後の住所大阪府吹田市寿町2丁目24番11-203号、死亡の場所大阪府大阪市鶴見区、死亡年月日令和7年3月1日、出生の場所大阪府大阪市大正区、出生年月日昭和13年5月12日、職業無職

被相続人 亡 上田 稔

大阪市中央区本町1-7-7 ワキタ堺筋本町ビル2階

相続財産清算人 弁護士 角石紗恵子

催告期間満了日 令和7年12月16日

大阪家庭裁判所

## 令和7年（家）第40045号

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

申立人 S B Iスマイル株式会社

本籍神戸市東灘区魚崎北町3丁目10番、最後の住所神戸市東灘区田中町4丁目5番10-801号、死亡の場所神戸市東灘区、死亡年月日令和5年12月13日頃、出生の場所神戸市東灘区、出生年月日昭和36年3月28日、職業会社代表者

被相続人 亡 小椋 誠

神戸市中央区楠町6丁目2番6号ハーバースカイビル6階 神戸A I法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 亜衣子

催告期間満了日 令和7年11月25日

神戸家庭裁判所

## 令和6年（家）第70288号

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

申立人 高砂市代表者 高砂市長 都倉 達殊 本籍兵庫県高砂市伊保崎3丁目1832番地1、最後の住所兵庫県高砂市伊保崎3丁目16番19号、死亡の場所兵庫県高砂市、死亡年月日令和4年4月22日、出生の場所兵庫県加古郡荒井村、出生年月日昭和24年8月9日、職業不明

被相続人 亡 清水美砂子

事務所兵庫県姫路市南畠町2丁目137番地第2ハイビル1階 山陽姫路法律事務所

相続財産清算人 弁護士 氏平 啓介

催告期間満了日 令和7年11月14日

神戸家庭裁判所姫路支部

## 令和7年（家）第30014号

APT BLK 85C LORONG 4 T  
O A P A Y O H #04-382 S I N G A  
P O R E 313085

申立人 岡崎 尚美

本籍広島県福山市鞆町後地1278番地、最後の住所広島県福山市鞆町後地1289番地1、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成28年10月13日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和17年6月11日、職業無職

被相続人 亡 岡崎 恒子

事務所広島県福山市松永町4丁目9番20号小林ビル201

相続財産清算人 弁護士 岡本 直樹

催告期間満了日 令和7年11月30日

広島家庭裁判所福山支部

令和6年(家)第7430号 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 申立人 株式会社商工組合中央金庫 本籍福岡県福岡市東区美和台4丁目15番、最後の住所福岡県福岡市東区美和台4丁目15番4号、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日令和6年1月9日、出生の場所福岡県田川郡添田町、出生年月日昭和33年1月26日、職業不明  
被相続人 亡 白石 健二 事務所福岡県福岡市中央区荒戸3丁目1-26-1 カーサ・デ・ソレイユ2階 相続財産清算人 弁護士 馬渡 桜子 催告期間満了日 令和7年11月28日 福岡家庭裁判所

令和7年(家)第298号 北海道二海郡八雲町富士見町21番地1法テラス八雲法律事務所 申立人 森田 寛 本籍北海道函館市西旭岡町2丁目26番地16、最後の住所函館市中野町74番地1 介護老人福祉施設シンフォニー、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和6年6月5日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日大正15年1月4日、職業無職  
被相続人 亡 富田登美枝 函館市新川町23番1号函新ビル 相続財産清算人 村井 太一 催告期間満了日 令和7年11月21日 函館家庭裁判所

令和7年(家)第90162号 東京都新宿区新宿2-5-12 FORECAST新宿AVENUE6階 申立人 関 佑輔 本籍東京都文京区関口1丁目14番地、最後の住所東京都青梅市長瀬1丁目939番地の1第2カントリービラ青梅、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和5年7月21日、出生の場所東京市小石川区、出生年月日昭和10年5月26日、職業無職  
被相続人 亡 永井 香代 事務所東京都八王子市横山町9番11号小泉ビル3階 あさや法律事務所 相続財産清算人 弁護士 片岡 麻衣 催告期間満了日 令和7年12月1日 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90179号 東京都調布市小島町2-35-1 申立人 調布市長 長友 貴樹 本籍東京都調布市国領町5丁目52番地19、最後の住所東京都調布市国領町5丁目52番地19、死亡の場所東京都調布市、死亡年月日令和5年4月1日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和38年6月1日、職業不明  
被相続人 亡 須藤 修 事務所東京都日野市三沢4丁目3番地11ブチコート高幡1階日野みなみ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松浦 信平 催告期間満了日 令和7年11月20日 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90212号 東京都青梅市今井3丁目24番地の8 申立人 下家久美子 本籍岩手県盛岡市みたけ6丁目121番地13、最後の住所東京都青梅市今井3丁目24番地の8、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成10年7月15日、出生の場所岩手県下閉伊郡岩泉町、出生年月日昭和15年8月13日、職業会社役員  
被相続人 亡 下家 敬雄 事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川井上ビルB1-1 弁護士法人ENISHI 相続財産清算人 弁護士 中島 正俊 催告期間満了日 令和7年12月1日 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第1074号 富山市新桜町7番38号 申立人 富山市長 藤井 裕久 本籍富山県富山市八尾町井田4530番地1、最後の住所富山市八尾町井田4530番地1、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成31年2月21日頃から28日頃までの間、出生の場所富山県婦負郡八尾町、出生年月日昭和28年10月22日、職業不詳  
被相続人 亡 谷口 安雄 富山市相生町7番9号 木下法律事務所 相続財産清算人 弁護士 木下 実 催告期間満了日 令和7年11月20日 富山家庭裁判所

令和7年(家)第51号 長野県駒ヶ根市赤穂16398番地152 申立人 社会福祉法人りんどう信濃会 本籍長野県岡谷市長地権現町1丁目1942番地7、最後の住所長野県諏訪郡原村9221番地、死亡の場所長野県諏訪郡原村、死亡年月日令和7年1月26日、出生の場所長野県諏訪郡茅野町、出生年月日昭和32年9月14日、職業無職  
被相続人 亡 須田 道子 事務所長野県岡谷市若宮1丁目7番35号 誉ビル2階北西号室 藤森法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤森 郁美 催告期間満了日 令和7年11月17日 長野家庭裁判所諏訪支部

令和7年(家)第70026号 兵庫県姫路市飾磨区恵美酒360番地2 申立人 第2恵美酒マンション管理組合 本籍兵庫県尼崎市浜田町3丁目20番地、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒360番地2 第2恵美酒マンション412号、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和5年1月10日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和23年9月21日、職業不明  
被相続人 亡 寺井 孝久 事務所兵庫県姫路市南畠町2丁目137番地第2ハヤシビル1階山陽姫路法律事務所 相続財産清算人 弁護士 氏平 啓介 催告期間満了日 令和7年11月20日 神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第76号 岡山県倉敷市児島赤崎4丁目5番3号 申立人 山本 好孝 本籍岡山県倉敷市児島赤崎3丁目2032番地、最後の住所岡山県倉敷市児島赤崎3丁目5番7号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和3年7月5日、出生の場所岡山県児島郡下津井町、出生年月日昭和9年9月5日、職業無職  
被相続人 亡 近藤多津子 岡山県倉敷市東町8-21 相続財産清算人 司法書士 藤井 芳樹 催告期間満了日 令和7年11月14日 岡山家庭裁判所児島出張所

令和7年(家)第30015号 宮城県塩竈市香津町4番3号 申立人 鈴木 良子 本籍宮城県仙台市太白区中田1丁目13番、最後の住所宮城県塩竈市石堂11番27号、死亡の場所宮城県仙台市宮城野区、死亡年月日令和6年10月5日、出生の場所宮城県塩竈市、出生年月日昭和40年8月11日、職業会社員  
被相続人 亡 鈴木 英明 仙台市青葉区大町1丁目1番6号 第1青葉ビル5階 薄井淳法律事務所  
相続財産清算人 薄井 淳 催告期間満了日 令和8年1月7日 仙台家庭裁判所

令和7年(家)第7024号 福島県田村郡小野町大字小野新町字丹後坂3番地 申立人 山田 武宏 本籍福島県田村郡小野町大字小野新町字丹後坂3番地、最後の住所福島県田村郡小野町大字小野新町字丹後坂3番地、死亡の場所福島県本宮市、死亡年月日令和7年1月21日、出生の場所福島県田村郡小野町、出生年月日昭和32年3月18日、職業無職  
被相続人 亡 山田みい子 事務所福島県郡山市麓山2丁目1番12号高野正幸法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高野 正幸 催告期間満了日 令和7年11月28日 福島家庭裁判所郡山支部

令和7年(家)第7004号 福島県西白河郡西郷村字道南西93番地豊作ビル2階203・204号 申立人 湯坐 聖史 本籍福島県石川郡石川町大字赤羽字達中久保62番地、最後の住所福島県白河市関辺川前88番地介護老人保健施設ひもろぎの園(住民票上の住所福島県白河市関辺川前88番地グループホームひもろぎの園)、死亡の場所福島県白河市、死亡年月日令和6年9月1日、出生の場所福島県石川郡沢田村、出生年月日大正15年3月21日、職業無職  
被相続人 亡 佐川 章子 事務所福島県西白河郡西郷村字道南西93番地豊作ビル2階203・204号  
相続財産清算人 弁護士 湯坐 聖史 催告期間満了日 令和7年12月1日 福島家庭裁判所白河支部

**令和7年(家)第139号**  
 埼玉県三郷市彦成3丁目12番8号  
 申立人 みさと第二住宅管理組合  
 代表者理事長 森 長可  
 本籍東京都品川区西五反田2丁目56番地、最後の住所埼玉県三郷市彦成3丁目12番16-502号、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日令和6年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和36年5月10日、職業不明  
 被相続人 亡 宇野亮太郎  
 事務所埼玉県越谷市南越谷4丁目11番1号南越谷株竹ビル3階栄光法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 大木 健司  
 催告期間満了日 令和7年12月15日  
 さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和7年(家)第73号**  
 埼玉県熊谷市本町2丁目57番地  
 申立人 熊谷商工信用組合  
 本籍埼玉県深谷市武藏野3689番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居1090番地6、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日令和6年5月19日、出生の場所埼玉県大里郡花園村、出生年月日昭和30年4月11日、職業法人役員  
 被相続人 亡 小池 孝治  
 事務所埼玉県熊谷市宮町2丁目118番地未広不動産宮町ビル2階・3階 弁護士法人蔭山法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 下永吉純子  
 催告期間満了日 令和7年12月1日  
 さいたま家庭裁判所熊谷支部

**令和6年(家)第73535号**  
 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号  
 申立人 目黒区  
 本籍京都府京都市伏見区深草稻荷御前町70番地、最後の住所東京都目黒区目黒本町2丁目20番4-2302号区営清水町アパート、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和6年9月28日、出生の場所東京都東京市目黒区、出生年月日昭和17年3月26日、職業無職  
 被相続人 亡 澤 久代  
 事務所東京都千代田区永田町2丁目14番2号山王グランドビル3階 東京法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 滝沢 香  
 催告期間満了日 令和7年12月1日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第15035号**  
 新潟県長岡市大島本町3丁目10番地8  
 申立人 有限会社山林  
 本籍新潟県長岡市大島本町3丁目5番地16、最後の住所新潟県長岡市大島本町3丁目5番地16、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日推定令和5年7月27日、出生の場所新潟県三島郡三島町、出生年月日昭和33年5月2日、職業無職  
 被相続人 亡 木村 玉恵  
 事務所新潟県長岡市下山6-154-1 平石 優介法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 平石 優介  
 催告期間満了日 令和7年11月28日  
 新潟家庭裁判所長岡支部

**令和7年(家)第2013号**  
 滋賀県栗東市安養寺1丁目13番33号  
 申立人 滋賀県栗東市長 竹村 健  
 本籍滋賀県野洲市三上1729番地、最後の住所滋賀県栗東市下戸山1092番地28、死亡の場所滋賀県栗東市、死亡年月日推定令和6年3月21日から31日までの間、出生の場所大阪府吹田市、出生年月日昭和38年5月31日、職業不明  
 被相続人 亡 幸 義文  
 滋賀県大津市中央3丁目4番28号 第式ワーカスワン202 すみれ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 西川真美子  
 催告期間満了日 令和7年12月15日  
 大津家庭裁判所

**令和7年(家)第4006号**  
 京都府舞鶴市桃山町7番地の4  
 申立人 小河 優一  
 本籍京都府舞鶴市溝尻中町17番地12、最後の住所京都府舞鶴市溝尻中町17番地の12、死亡の場所京都府舞鶴市、死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所福井県小浜市、出生年月日昭和48年3月7日、職業会社員  
 被相続人 亡 藤原 良平  
 京都府舞鶴市字円満寺141-2 泉ビル3階黒木法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 黒木 寿  
 催告期間満了日 令和7年11月28日  
 京都家庭裁判所舞鶴支部

**令和7年(家)第80316号**  
 愛知県春日井市篠木町6丁目12番地13 県営篠木東住宅612号  
 申立人 石神 直美  
 本籍滋賀県大津市坂本3丁目1247番地1、最後の住所大阪府寝屋川市香里北之町6番17-1105号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和6年8月23日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和39年8月31日、職業不明  
 被相続人 亡 富田 勝利  
 大阪市北区西天満4-8-17 宇治電ビルディング3階  
 相続財産清算人 弁護士 山浦 美紀  
 催告期間満了日 令和7年12月16日  
 大阪家庭裁判所

**令和6年(家)第1739号**  
 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字松下25-1 イーストヴィレッジ広野MW棟210号室  
 申立人 後藤 悟  
 本籍神戸市垂水区本多聞2丁目12番、最後の住所神戸市垂水区西脇1丁目2番24号フレグランス西脇A-101号、死亡の場所神戸市垂水区、死亡年月日令和4年12月8日、出生の場所鹿児島県大島郡和泊町、出生年月日昭和34年2月3日、職業無職  
 被相続人 亡 後藤みづゑ  
 神戸市中央区西町35番地 三井神戸ビル2階新神戸法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 種谷有希子  
 催告期間満了日 令和7年11月25日  
 神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第40095号**  
 東京都中野区本町2丁目46番1号  
 申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
 本籍神戸市中央区熊内町1丁目1番、最後の住所神戸市灘区一王山町16番4号 レック六甲マンション405号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和5年11月12日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和44年2月4日、職業不明  
 被相続人 亡 小林美知栄  
 神戸市中央区橋通2丁目1番9号グリーンビル3階 すずらん法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 八隅美佐子  
 催告期間満了日 令和7年11月25日  
 神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第40099号**  
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所  
 申立人 神戸市  
 本籍神奈川県横浜市神奈川区青木町1番地13、最後の住所神戸市中央区栄町通5丁目1番17-601号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和6年2月6日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日昭和23年11月19日、職業不明  
 被相続人 亡 桐淵眞佐子  
 神戸市中央区京町83番地三宮センチュリービル8階弁護士法人神戸京橋法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 村田 吾郎  
 催告期間満了日 令和7年11月28日  
 神戸家庭裁判所

**令和7年(家)第30019号**  
 広島県三原市港町3丁目5番1号  
 申立人 三原市長 岡田 吉弘  
 本籍広島県三原市中之町1丁目4006番地2、最後の住所広島県三原市中之町1丁目13番3号、死亡の場所広島県三原市、死亡年月日令和5年12月8日、出生の場所広島県三原市、出生年月日昭和30年1月22日、職業不明  
 被相続人 亡 吉原 美幸  
 広島県三原市幸崎渡瀬2番10号、事務所広島県三原市城町1丁目25番6号三原マリンビル3階  
 相続財産清算人 司法書士 梶山 正宣  
 催告期間満了日 令和7年11月28日  
 広島家庭裁判所尾道支部

**令和7年(家)第30025号**  
 広島県尾道市十四日町1523番地2  
 申立人 津山 佳己  
 本籍広島県尾道市久保町2204番地、最後の住所広島県尾道市久保町2204番地、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和5年9月28日、出生の場所広島県御調郡木ノ庄村、出生年月日昭和10年3月24日、職業不明  
 被相続人 亡 中村 瞳  
 広島県尾道市古浜町2番24-1号、事務所広島県尾道市古浜町1番1号司法書士法人山本事務所  
 相続財産清算人 司法書士 山本 学  
 催告期間満了日 令和7年11月28日  
 広島家庭裁判所尾道支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

**令和7年(家)第112号**  
 横浜市青葉区たちはな台2丁目15番地3  
 申立人 清水美智子  
 本籍愛媛県四国中央市妻島町2727番地、最後の住所愛媛県松山市桑原7丁目5番17号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日推定令和6年10月1日、出生の場所愛媛県川之江市、出生年月日昭和41年2月23日、職業会社員  
 被相続人 亡 石川 孝幸  
 愛媛県松山市三番町6-7-2ラベルダムビル501号 松山ふるさと法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 五十崎 元  
 催告期間満了日 令和7年11月30日  
 松山家庭裁判所

**令和7年(家)第9号**  
 宮城県遠田郡美里町二郷字甚助一号12番1  
 申立人 佐藤 隆子  
 本籍宮城県遠田郡美里町二郷字甚助二号16番地7、最後の住所宮城県遠田郡美里町二郷字甚助二号16番地7、死亡の場所宮城県大崎市、死亡年月日令和6年2月18日、出生の場所宮城県遠田郡南郷村、出生年月日昭和22年5月3日、職業無職  
 被相続人 亡 古谷 義雄  
 宮城県石巻市鉄錢場4-16 コーポいわき2階うみかぜ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 高橋 拓  
 催告期間満了日 令和7年11月17日  
 仙台家庭裁判所古川支部

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年(家)第1号**  
 川崎市高津区上作延4丁目6番20号  
 申立人 有限会社岩手電機製作所  
 代表者代表取締役 大塚 友暁  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月25日  
 令和7年4月17日 川崎簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 約束手形 1通  
 手形番号 D P 243319  
 金額 226,196円  
 支払期日 令和5年7月25日  
 支払地 川崎市  
 支払場所 株式会社三井住友銀行溝ノ口支店  
 振出日 令和5年3月24日  
 振出地 川崎市高津区久地843-5  
 振出人 株式会社ニクニ 代表取締役 大崎莊一郎  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人

**令和7年(家)第2号**  
 岐阜県多治見市笠原町字向島2455番地36  
 申立人 株式会社日興セラミックス・コンボジット  
 代表者代表取締役 増田 博哉  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月18日  
 令和7年4月18日 高岡簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 約束手形 1通  
 手形番号 O E 53658  
 金額 417,697円  
 支払期日 令和7年5月10日  
 支払地 富山県射水市  
 支払場所 株式会社北陸銀行大門支店  
 振出日 令和7年1月10日  
 振出地 白地  
 振出人 浅野化学商事株式会社 代表取締役 浅野 憲  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人

**令和7年(家)第1034号**  
 広島市中区立町2番23号野村不動産広島ビル9階  
 申立人 工藤 祥規  
 本籍広島県広島市安芸区畠賀3丁目731番地3、最後の住所広島県広島市安芸区畠賀3丁目19番11号  
 不在者 土取 武宣  
 昭和24年8月27日生  
 届出期間満了日 令和7年8月18日  
 広島家庭裁判所

**令和7年(家)第4号**  
 福岡県行橋市大字稻童2657番地25  
 申立人 上野サガミ  
 本籍福岡県田川郡赤村大字内田1611番地2、最後の住所福岡県行橋市大字稻童2657番地25  
 不在者 上野 春己  
 昭和17年1月10日生  
 届出期間満了日 令和7年8月25日  
 福岡家庭裁判所行橋支部

**令和6年(家)第283号**  
 北海道留萌市野本町150番地  
 申立人 岡田 克彦  
 本籍北海道増毛郡増毛町稻葉町1丁目17番地、最後の住所北海道増毛郡増毛町稻葉町1丁目17番地  
 不在者 岡田 崇  
 昭和8年7月1日生  
 届出期間満了日 令和7年8月16日  
 旭川家庭裁判所留萌支部

**令和7年(家)第16号**  
 青森県つがる市木造芦沼75番地  
 申立人 成田 映輝  
 本籍青森県つがる市木造兼館佐野9番地1、最後の住所青森県つがる市木造兼館佐野6番地1  
 不在者 藤本喜美雄  
 昭和33年5月7日生  
 届出期間満了日 令和7年8月18日  
 青森家庭裁判所五所川原支部

**令和7年(家)第2851号**  
 北海道札幌市西区平和一条6丁目9番20号  
 申立人 今井 千世  
 本籍北海道野付郡別海村大字平糸村字西春別市街地、最後の住所不明  
 不在者 野口 明  
 昭和8年3月30日生  
 届出期間満了日 令和7年8月22日  
 東京家庭裁判所

**令和6年(家)第394号**  
 三重県津市美里町南長野1007番地2 やすらぎの家老人ホーム  
 申立人 佐藤加代子  
 本籍三重県津市白山町南家城941番地、最後の住所不詳(大阪府及びその周辺)、住民票上の最後の住所三重県津市白山町山田野945番地  
 不在者 佐藤 健一  
 昭和51年7月17日生  
 届出期間満了日 令和7年8月18日  
 津家庭裁判所

**令和7年(家)第11号**  
 岡山県倉敷市福田町古新田1236-2  
 申立人 三宅 昌子  
 本籍岡山県倉敷市福田町古新田1236番地2、最後の住所岡山県倉敷市福田町古新田1236番地2  
 不在者 三宅 紘嗣  
 昭和61年7月17日生  
 届出期間満了日 令和7年8月22日  
 岡山家庭裁判所倉敷支部

**令和7年(家)第117号**  
 大阪府守口市寺方元町4丁目7-16 リコーアイム404号  
 申立人 築地かおる  
 本籍大阪府南河内郡太子町大字春日1574番地、最後の住所大阪府門真市打越町1番27号  
 不在者 増尾久美香  
 昭和11年3月27日生  
 届出期間満了日 令和7年8月18日  
 大阪家庭裁判所

**失踪宣告**

**令和6年(家)第1486号**  
 本籍神奈川県川崎市川崎区川中島1丁目21番、最後の住所三重県名張市東町1911番地2 307号  
 不在者 島田 卓弥  
 昭和47年3月9日生  
 令和7年4月11日失踪宣告審判確定  
 札幌家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第1033号**  
 本籍北海道登別市片倉町3丁目14番地14、最後の住所北海道登別市片倉町3丁目14番地14  
 不在者 渡辺 妙子  
 昭和14年5月24日生  
 令和7年4月16日失踪宣告審判確定  
 札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第242号

本籍青森県つがる市稻垣町繁田源67番地2、最後の住所青森県北津軽郡金木町大字金木字芦野306番地駅裏第2団地7号

不在者 尾野 順子

昭和34年3月6日生

令和7年4月12日失踪宣告審判確定

青森家庭裁判所五所川原支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第649号

本籍埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目207番地、最後の住所埼玉県川口市朝日1丁目12番5号サンハイツアサヒ306号

不在者 及川 富徳

昭和48年2月14日生

令和7年4月16日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第6443号

本籍東京都墨田区横網1丁目8番地11、最後の住所東京都新宿区以下不詳

不在者 高野 次郎

昭和11年1月3日生

令和7年4月17日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第416号

本籍長野県上伊那郡辰野町大字小野3671番地、最後の住所東京都南多摩郡日野町以下不詳

不在者 小澤 幸子

昭和2年7月16日生

令和7年4月15日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年（フ）第167号

最後の住所 静岡県焼津市中里422番地の2  
債務者 被相続人亡原川節夫相続財産

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関谷 紗子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時40分

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年（フ）第59号

青森県八戸市下長2丁目1番25号

債務者 有限会社アルバジョン

代表者取締役 松坂 和治

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野 昌子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時

青森地方裁判所八戸支部破産係

## 令和7年（フ）第60号

青森県八戸市卸センター1丁目11番22号

債務者 有限会社郷アルバジョン

代表者取締役 松坂 和治

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野 昌子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時15分

青森地方裁判所八戸支部破産係

## 令和7年（フ）第44号

富山市向新庄町4丁目1番82号

債務者 株式会社ユニオン・ランチ

代表者代表取締役 遊道 義則

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 賢治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1時30分

富山地方裁判所民事部

## 令和7年（フ）第28号

（最後の住所）長野県茅野市宮川6104番地7

債務者 被相続人亡豊谷十四男相続財産

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 泰史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前10時

長野地方裁判所諏訪支部

## 令和7年（フ）第25号

静岡県御殿場市川島田865番地

債務者 有限会社岸井建設

代表者取締役 岸井 隆則

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内笛井 明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午後3時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年（フ）第85号

奈良県御所市193番地の13

債務者 株式会社C O Z Y

代表者代表取締役 迎居 大嗣

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 立石 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

## 令和7年（フ）第92号

奈良県御所市東松本8-1 A T Y ビル2F

債務者 医療法人吉川耳鼻咽喉科

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松井 和弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

## 令和7年（フ）第34号

宮城県石巻市門脇字捨喰49番地2

債務者 有限会社佐久間工業

代表者代表取締役 佐久間孝仁

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 智
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時15分

仙台地方裁判所石巻支部破産係

## 令和7年（フ）第227号

岡山市南区西高崎5番地4

債務者 合同会社T O B I

代表者代表社員 濱野 哲郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市本 昭彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時10分

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年（フ）第531号

東京都新宿区新宿1丁目35番3-805号

債務者 株式会社山口総合経済研究所

代表者代表取締役 山口 貴志

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片岡 麻衣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年（フ）第71号

広島県福山市神村町3120番地の1、商業登記簿上の本店所在地広島県尾道市因島田熊町1067番地の4

債務者 有限会社岡野製パン所

代表者取締役 星野 秀峰

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 祐二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第234号 神戸市中央区浜辺通2丁目1番17号 債務者 株式会社電興プロテック 代表者代表取締役 濱嶋 真治 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第14号 兵庫県美方郡香美町香住区若松711番地の12 債務者 株式会社にじとも 代表者代表取締役 谷口 浩一 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅村 朋子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年（フ）第170号 新潟市中央区花園2丁目3番17号 債務者 株式会社ジユコー 代表者代表取締役 深海 洋一 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 有紀 4 破産債権の届出期間 令和7年6月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時20分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 令和7年（フ）第246号 東京都足立区北加平町19-19 債務者 佐々木 公 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 清 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第12号 秋田県横手市平鹿町浅舞字覚町後108番地2 債務者 鈴木 甲一 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田いづみ 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 秋田地方裁判所横手支部
令和7年（フ）第631号 東京都八王子市みなみ野3丁目31番7号コンステラシオン105号 債務者 櫻庭 泉 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白野 浩憲 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月9日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第164号 宮城県多賀城市八幡1丁目2番41号、従前の住所福島県郡山市安積3丁目304番地の1 レオパレスヴィクトワール209号 債務者 赤間 稔 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌田 健司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時35分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年（フ）第392号 宮城県岩沼市二木1丁目16番10-201号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町吉田字上塚62番地9 債務者 平野 昌彦 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田野崎太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年（フ）第112号 代替居所A（住民票上の住所） 大阪府豊中市千里園3丁目11番2号 債務者 SWEELこと 山田真太郎 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川 真登 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 大津地方裁判所民事部 令和7年（フ）第44号 岡山市中区渓483番地7 サンライフ渓102 債務者 井上 潤一 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福住 涼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年（フ）第110号 岡山県倉敷市児島下の町7丁目1番27号 アヤソフィア205 債務者 坂本 喜一 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉井康太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第132号	岡山市北区北方1丁目3番17号 ウッディバード102 債務者 青井 茂樹 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 幸治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第159号	岡山県玉野市田井3丁目14番16号 サンヴェール式番館201 債務者 平尾 佑哉 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飛山 美保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第314号	福岡市博多区千代6丁目3番5-312号 C L U B O R I E N T N o. 70 H A R B O R S O U T H T O W E R 債務者 吉原 努 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 忠佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第331号	福岡市中央区谷1丁目12番15-203号 シティペール谷 債務者 船倉 聰晃 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第423号	福岡市東区唐原1丁目8番7号 ビナクル唐原201号 債務者 川俣 風李 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 智絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第429号	福岡市東区箱崎3丁目8番43-705号 サルドセジュール箱崎駅前 債務者 植松 香里 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉松 翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第539号	福岡市南区中尾1丁目4番1号 グリーンハイツ大野205号 債務者 本山 誠 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松坂 典洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第544号	福岡県大野城市瑞穂町2丁目2番13号 債務者 清成 理恵 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有満理奈子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第673号	福岡県大野城市大城3丁目10番35号 T W I N S P L A Z A B 302号 債務者 大久保 満 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福島 直也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第51号	沖縄県那覇市前島3丁目7番3-302号 C a s t l e II 債務者 金城和香奈 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桜井 愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第136号	福岡県大野城市東大利4丁目2番1-505号 債務者 長野 厚
令和7年(フ)第1329号	兵庫県西宮市南甲子園1丁目9番4-742号 債務者 田上 昌義 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内芝 良輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第9号	福島県いわき市泉もえぎ台1丁目6番地の1 リビングタウン泉もえぎ台B102、申立時の住所福島県いわき市小名浜字神成塚171番地の3 メゾンハビネスB202 債務者 大越 瑞姫(旧姓柳内) 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯崎 泰三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 福島地方裁判所いわき支部
令和6年(フ)第74号	滋賀県長浜市千草町43番地3 債務者 北川鋼建こと 北川 保男 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桐山 郁雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第282号	神戸市兵庫区水木通2丁目2番20号 ジャンティ神戸401、従前の住所神戸市中央区生田町1丁目1番1号 サンライズ壱番館502 債務者 食べ飲み処J e r kこと 井辻 崇人 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻野 宏恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第1631号**  
 福岡市中央区天神4丁目4番18-706号  
 ヒット天神B1LD  
 債務者 足立 典世(旧姓内堀)  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 出光 良彰  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後3時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
 福岡地方裁判所第4民事部

**令和6年(フ)第292号**  
 長崎県西彼杵郡長与町高田郷2557番地1、旧住所大阪府寝屋川市池田旭町4番3号(303号)  
 債務者 横江 二重  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 平山 愛  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 長崎地方裁判所民事部破産係

**破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

**令和7年(フ)第14号**  
 代替住所A(旧住所 愛知県知立市逢妻町丸坪35番地3)  
 債務者 小林 華美  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで  
 名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第77号**  
 愛知県豊川市伊奈町慶応348番地4 グリーンリーフⅡB102号  
 債務者 坂本 京子  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで  
 名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第46号**  
 北海道北見市新生町73番地31 シンセイハイム2-1号  
 債務者 大高美津江  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第284号**  
 札幌市南区真駒内206番地97  
 債務者 佐々木真子(旧姓會田)  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第172号**  
 愛知県岡崎市栄町4丁目133番地  
 債務者 竹山美智瑠  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで  
 釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和7年(フ)第175号**  
 愛知県西尾市戸ヶ崎5丁目1番地6 セジュールスマリ102号室  
 債務者 渡邊木の実  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第175号**  
 愛知県西尾市戸ヶ崎5丁目1番地6 セジュールスマリ102号室  
 債務者 渡邊木の実  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第413号**  
 北海道恵庭市恵み野南1丁目1番4 (ビルレッジハウス恵み野1-408号)  
 債務者 平間 風輝  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第176号**  
 愛知県刈谷市一ツ木町7丁目14番地3 リバーサイドサカイ102号  
 債務者 加藤 秀忠  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで  
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第176号**  
 愛知県刈谷市一ツ木町7丁目14番地3 リバーサイドサカイ102号  
 債務者 加藤 秀忠  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第414号**  
 北海道恵庭市恵み野南1丁目1番4 (ビルレッジハウス恵み野1-408号)  
 債務者 平間あすか(旧姓田村)  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第425号**  
 北海道江別市文京台29番地の2 ジュリアス文京台A104号  
 債務者 上園カズ子  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第554号**  
 札幌市東区北35条東2丁目9番23号 レオパレス北34条第12-205号  
 債務者 前鼻 純香(旧姓四戸)  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第554号**  
 札幌市東区北35条東1丁目2番11号 c o c o n北35-101号  
 債務者 松田 淳子  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第591号 北海道石狩郡当別町園生53番地50 当別駅前 大通マンション702号 債務者 柴谷 恵太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第7号 北海道枝幸郡枝幸町栄町613番地15 債務者 大嶋 直実 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 旭川地方裁判所名寄支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(フ)第68号 群馬県太田市鳥山上町1176番地 債務者 藤岡 邦義 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第63号 群馬県藤岡市藤岡621-10 メゾン泰光201、 住民票上の住所群馬県高崎市乗附町1372番地 14 ハイツ藤Ⅲ208号 債務者 大島 晶弘 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第70号 群馬県高崎市剣崎町985番地1 クレール剣崎202号 債務者 由利 孝子	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 函館地方裁判所

令和6年(フ)第251号 函館市宇賀浦町9番6号 わしやアパート 203号 債務者 横山 弥生 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所相模原支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第134号 北海道亀田郡七飯町大中山2丁目12番8号 債務者 小柳 芳彦 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第135号 北海道亀田郡七飯町大中山2丁目12番8号 債務者 小柳 洋子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第139号 長崎県長崎市清水町21番10号 第2コーポ笹本206号室、旧住所長崎県長崎市小江原1丁目6番6号 小江原ハイツ203号 債務者 川濱 清澄 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(フ)第48号 千葉県山武市美杉野1丁目14番地8 債務者 名川 雄(旧姓金岡)	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

<p><b>令和7年(フ)第46号</b> 鹿児島県鹿屋市打馬2丁目5番7号 サテラ イトワクロスII 債務者 池崎 学 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第764号</b> 神奈川県藤沢市白旗2丁目15番10-101号 債務者 秦野 習也 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第33号</b> 茨城県日立市台原町3丁目11番5号、旧住所 茨城県ひたちなか市大字高場2番地1(市営 高場アパート1-3-3) 債務者 佐々木安幸 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 水戸地方裁判所日立支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第811号</b> 横浜市港北区日吉4丁目19番3-101号 債務者 島袋 榮信 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第666号</b> 横浜市神奈川区羽沢南3丁目14番2号 小栗 荘101号 債務者 長妻 幹雄 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第976号</b> 横浜市中区黄金町2丁目8番地8 隅202号 室 債務者 村中 良浩 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第318号</b> 京都市上京区六軒町通仁和寺街道下る西入四 番町151番地25 Kハイツ87 103号 債務者 松本 和代 法定代理人成年後見人 角谷 自由 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第918号</b> 京都市上京区六軒町通仁和寺街道下る西入四 番町151番地25 Kハイツ87 103号 債務者 松本 和代 法定代理人成年後見人 角谷 自由 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第710号</b> 横浜市南区別所5丁目26番19号 レナジア ホーム別所307 債務者 大釜 徳也 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第984号</b> 横浜市都筑区仲町台2丁目18番3号 ハイツ はくれん 102 債務者 斎藤 一美 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第710号</b> 横浜市南区別所5丁目26番19号 レナジア ホーム別所307 債務者 大釜 徳也 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第911号</b> 横浜市都筑区仲町台2丁目18番3号 ハイツ はくれん 102 債務者 斎藤 博 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>

令和7年(フ)第400号 京都府城陽市寺田中大小122番地の5 債務者 奥 秀樹 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第406号 京都市下京区西七条南月読町87番地2、前住所神奈川県鎌倉市台4丁目18番22-202号 債務者 加藤 幸絵 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第57号 奈良県北葛城郡王寺町明神3丁目1番19号 債務者 中江昭美こと 柳 昭美 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第43号 広島県福山市西深津町2丁目14番27-7号 A101、旧住所広島県福山市奈良津町2丁目4番8号 債務者 吉光 直行 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第46号 高知市神田2377番地459 債務者 久野 朋美

1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第70号 群馬県太田市小舞木町228番地 レオバレスティア210号 債務者 上中村 鳩 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第78号 奈良県御所市大字蛇穴124番地の1 211号、前住所奈良県大和高田市磯野北町10番14-3号 債務者 花岡 翔太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第11号 新潟県村上市塙町9番30号、前住所新潟県村上市上の山1番1号 市営3-1 債務者 斎藤 駿介 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第25号 奈良県大和郡山市植槻町3番11号ライフイン郡山、住民票上の住所大阪府富田林市藤沢台5丁目13番8号(202) 債務者 戸床 千夏(旧姓熱田) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 奈良地方裁判所所破産係
令和7年(フ)第42号 奈良県大和高田市三和町14番28号 債務者 小野木啓子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 奈良地方裁判所所破産係
令和7年(フ)第60号 釧路市緑ヶ岡5丁目26番8号 債務者 木村 祐介 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 釧路地方裁判所民事部
令和7年(フ)第69号 群馬県太田市由良町1702番地1 ヴィラ長谷川102号 債務者 萩原 明美 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

## 令和7年(フ)第27号

福岡県大牟田市田隈289-1、住民票上の住所福岡県大牟田市中白川町1丁目13番地2  
債務者 大淵 龍真

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
福岡地方裁判所大牟田支部

## 令和7年(フ)第42号

鹿児島県鹿屋市西原2丁目39番32号  
債務者 前園真珠美(旧姓長井)

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

## 令和7年(フ)第565号

東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル  
寺田103-405  
債務者 鈴木 浩明

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第52号

香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁98番地4(エ  
ステート宇多津B-1)、前住所香川県綾歌  
郡宇多津町浜六番丁87番地24(エトワール  
増田203)  
債務者 大崎 計寛

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
高松地方裁判所丸亀支部

## 令和7年(フ)第252号

仙台市宮城野区鶴ヶ谷字北畠26番地の1  
ガーデンハウス・T Y 202  
債務者 高橋しのぶ(旧姓日下)

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第338号

宮城県岩沼市相の原2丁目5番7号  
債務者 本田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第343号

仙台市太白区八木山香澄町34番8-406号  
債務者 阿部 舞美

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第348号

仙台市宮城野区田子2丁目18番1-406号  
債務者 田川 愛

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第410号

仙台市太白区西中田2丁目6番7号 R E G  
A L E S T T R M仙台南202、従前の住所仙  
台市青葉区花京院2丁目2番54-2号 グラ  
ンコンフォール花京院II-103  
債務者 今野 愛(旧姓坂井)

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第10号

宮城県気仙沼市本吉町洞沢140番地11、従前  
の住所宮城県仙台市青葉区高野原1丁目18番  
地の34  
債務者 市村明花音(旧姓萬)

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
仙台地方裁判所気仙沼支部

## 令和7年(フ)第12号

宮城県気仙沼市九条489番地2  
債務者 金田真知子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
仙台地方裁判所気仙沼支部

## 令和7年(フ)第489号

東京都八王子市横川町731番地石井マンショ  
ンピーコック223号  
債務者 岡崎滋以野

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第598号

東京都町田市森野3丁目10番37号エクラシア  
町田森野、前住所東京都町田市藤の台1丁目  
1番3-405号  
債務者 森山多津子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第66号

静岡県富士市入山瀬806番地の1 キャトル  
セゾンVI A-201号  
債務者 藤巻 南菜

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
静岡地方裁判所富士支部

## 令和7年(フ)第490号

名古屋市瑞穂区丸根町1-85-3 エステー  
トピア暁205号、住民票上の住所名古屋市瑞  
穂区軍水町1丁目67番地の1 カルティア新  
瑞橋103号  
債務者 谷村 上総

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第544号

名古屋市西区香呑町4丁目88番地の1 コー  
ボ山田202号  
債務者 太田 敬一

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第566号 愛知県春日井市西屋町字南野池67番地14 債務者 錦戸まり子 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第621号 名古屋市名東区平和が丘4丁目242番地 サニーハイツ201号 債務者 河野 友美 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第629号 名古屋市中村区荒輪井町2丁目18番地 市営荒輪井荘6棟111号 債務者 三輪 一子 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第635号 愛知県北名古屋市二子栄和41番地 ウィルモア栄和C棟101号 債務者 中田 沙季 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正 令和7年(フ)第18号 茨城県日立市末広町4丁目13番28-203号(申立時の住所)茨城県笠間市笠間198番地6 ヴィルヌーブ102(申立時の現居所)茨城県日立市日高町1丁目20番7号ジンファミーユ101 債務者(破産者) 河村 一希 1 主文 当裁判所が令和7年2月27日午後5時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「茨城県笠間市笠間198番地6 ヴィルヌーブ102(現居所)茨城県日立市日高町1丁目20番7号 ジンファミーユ101」とあるのを「茨城県日立市末広町4丁目13番28-203号(申立時の住所)茨城県笠間市笠間198番地6 ヴィルヌーブ102(申立時の現居所)茨城県日立市日高町1丁目20番7号ジンファミーユ101」と更正する。 2 決定年月日 令和7年4月21日 水戸地方裁判所民事部	令和6年(フ)第492号 北九州市八幡西区小嶺2丁目16番2号 破産者 海江田高通 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第4号 青森県八戸市小中野8丁目6番23号、申立時住所青森県八戸市小中野4丁目3番39号 ルクソールB 201号 破産者 小平 一輝(旧姓大平) 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係	令和6年(フ)第195号 青森市奥野2丁目16番10号 破産者 奥村 雅美 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	
破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和6年(フ)第1239号 広島市西区庚午中3丁目12番7-202号 破産者 山元 恵子 1 破産債権の届出期間 令和7年5月21日まで 2 一般調査期日 令和7年6月4日午前10時 令和7年4月30日 広島地方裁判所民事第4部		
令和6年(フ)第74号 群馬県高崎市連雀町30番地1 AXIS 303号 破産者 福島 浩司 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	令和5年(フ)第5815号 大阪府枚方市東香里1丁目23番16-105号 破産者 溝口 修 法定代表人成年後見人 田川 隆博 1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時50分 令和7年4月28日 大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第142号 岐阜県羽島郡岐南町徳田4丁目43番地の3 破産者 木村美也子 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	令和6年(フ)第58号 大阪府大阪市浪速区幸町2-3-11 医療法人健昭会なにわ病院、開始決定時の住所大阪府大阪市西区南堀江3丁目7-4-302(住民票上の住所)大阪府大阪市西区南堀江4丁目23番21-602号 破産者 吉川 和芳 令和7年4月30日 京都地方裁判所第5民事部破産係	

令和6年(フ)第1079号 京都市南区吉祥院西ノ内町8番地 Cereis 202号室 破産者 長村 博海 1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 2 一般調査期日 令和7年7月9日午前11時15分 令和7年4月30日 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第35号 広島県三次市粟屋町159番地 破産者 高橋運輸有限会社 1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 2 一般調査期日 令和7年7月18日午前11時 令和7年4月30日 広島地方裁判所三次支部
令和6年(フ)第376号 大阪府貝塚市澤746-1 D202、住民票上の住所大阪府泉佐野市元町10番9号 破産者 高柿 明男 1 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 2 一般調査期日 令和7年8月25日午後2時 令和7年4月28日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第2078号 埼玉県久喜市久喜中央1丁目9番3-607号 破産者 富永 肇 1 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 2 一般調査期日 令和7年7月7日午前10時20分 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第324号 高知市桟橋通5丁目6番1号 ポートハイム28-503号 破産者 岩本 達也 1 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 2 一般調査期日 令和7年8月8日午後1時30分 令和7年4月25日 高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第1995号 埼玉県久喜市桜田3丁目1番1-5-101 破産者 渡利 久規

1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 2 一般調査期日 令和7年7月28日午前10時40分 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第386号 福岡県行橋市北泉4丁目14番17号 破産者 株式会社舛尾食肉産業 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 2 一般調査期日 令和7年8月21日午後1時30分 令和7年4月30日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第450号 福岡県行橋市神田町9番16-402号 破産者 舛尾 邦子 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 2 一般調査期日 令和7年8月21日午後1時30分 令和7年4月30日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第1号 宮崎市天満2丁目5番17号 ドリームビルB棟302号 破産者 黒木 翔平 異議申述期間 令和7年6月11日まで 令和7年4月30日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第12号 宮崎市大塚台西1丁目39番地1 県営住宅105棟21号 破産者 大庭 雅博 異議申述期間 令和7年6月11日まで 令和7年4月30日 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第6022号 大阪市淀川区三津屋南2丁目14番18号 三津屋南二番館 102号 破産者 青葉 紗季 異議申述期間 令和7年6月23日まで 令和7年4月28日 大阪地方裁判所第6民事部

定債権額に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和6年(再)第31号

茨城県筑西市下江連1226番地

再生債務者 日本電解株式会社

決定の要旨 再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

- 1 再生債務者が取得する株式の数 発行済株式の全てにあたる普通株式1009万5000株
- 2 再生債務者が1の株式を取得する日 7の募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日において募集株式の引受人が出資をした日
- 3 減少する資本金の額 資本金23億5846万9602円全額
- 4 資本金の額の減少がその効力を生ずる日 7の募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日において募集株式の引受人が出資をした日
- 5 募集株式の数 普通株式1株
- 6 募集株式の払込金額 普通株式1株につき金1円
- 7 募集株式と引換えにする金銭の払込期日 再生計画認可決定確定日から3か月以内で再生債務者が別途指定する日
- 8 増加する資本金の額 金1円  
令和7年4月21日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第5号

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地114  
再生債務者 大賀 康

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月10日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第27号 静岡県藤枝市本町1丁目11番5号 サニーヒルズ本町301号室 再生債務者 山本 晴美 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月9日まで 静岡地方裁判所民事第2部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月11日まで 山口地方裁判所下関支部再生係 令和7年(再イ)第5号 長崎県長崎市油木町27番13-203号 再生債務者 前田 裕介 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年(再イ)第2号 茨城県日立市大沼町3丁目19番5号 再生債務者 椎名 直之 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係 令和7年(再イ)第12号 奈良県北葛城郡王寺町明神2丁目1番29号 再生債務者 宮田謙太郎 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係 令和7年(再イ)第13号 岡山県総社市三輪802番地6 再生債務者 上阪 愛理 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月13日まで 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年(再イ)第9号 山口県下関市南部町10番7号 再生債務者 林 健司 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月16日まで 奈良地方裁判所 令和7年(再イ)第10号 北海道旭川市神楽岡2条4丁目2番17号 エステート美羽102号 再生債務者 小原 隆 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月16日まで 旭川地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第34号 宮城県名取市みどり台3丁目3番地の6 再生債務者 加茂 智雄 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月23日まで 仙台地方裁判所第4民事部 令和6年(再イ)第593号 大阪市北区扇町2丁目6-10-707(住民票上の住所 大阪府高槻市大蔵司1丁目13番13号) 再生債務者 青木 琢哉 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(再イ)第1号 兵庫県淡路市塩尾749番地8 県営塩尾住宅4-101 再生債務者 渡瀬康二こと 渡瀬 康二 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
--	--	--

<p><b>令和6年(再イ)第52号</b> 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2530番地の17 地村第二ビル301号室(前住所) 和歌山県橋本市東家905番地 再生債務者 西井 一男 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 <b>令和7年(再イ)第8号</b> 福岡県うきは市浮羽町西隈上358番地 再生債務者 園川 淳二 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 <b>令和7年(再イ)第12号</b> 北海道上磯郡木古内町字本町56番地2 再生債務者 吉澤 崇 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月1日まで 函館地方裁判所 <b>令和7年(再イ)第18号</b> 横浜市泉区中田西2丁目12番23号 グレイスガーデンさくら102号 再生債務者 松崎 隆光 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 <b>令和7年(再イ)第28号</b> 横浜市港北区高田西3丁目9番2号 プラザグローリー102 再生債務者 根来 明宏 </p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 <b>令和7年(再イ)第38号</b> 横浜市南区六ツ川2丁目27番地60 エクセルントガーデン横浜B-102 再生債務者 橋本 忍 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 <b>令和7年(再イ)第21号</b> 新潟市東区幸栄2丁目17番7号 再生債務者 八子 尚也 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 新潟地方裁判所民事部 <b>令和7年(再イ)第23号</b> 新潟市北区松浜7丁目6番地3 再生債務者 水井 雄基 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 新潟地方裁判所民事部 <b>令和7年(再イ)第7号</b> 長野県茅野市宮川1439番地11 再生債務者 藤澤 亜生 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで 新潟地方裁判所民事部 <b>令和7年(再イ)第7号</b> 長野県茅野市宮川1439番地11 再生債務者 藤澤 亜生 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 長野地方裁判所諏訪支部 </p>	<p><b>令和7年(再イ)第5号</b> 三重県鈴鹿市南旭が丘3丁目22番2号(住民票上の住所) 三重県鈴鹿市中旭が丘2丁目1番2号 ニューハイツ光洋301 再生債務者 沖山 大輝 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで 津地方裁判所再生係 <b>令和7年(再イ)第20号</b> 滋賀県守山市水保町1297番地9 再生債務者 小嶋 直也 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで 大津地方裁判所民事部再生係 <b>令和7年(再イ)第9号</b> 鳥取県鳥取市南安長3丁目108番地1 再生債務者 西田 聖 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで 鳥取地方裁判所民事部 <b>令和7年(再イ)第3号</b> 川崎市宮前区宮崎5丁目11番地8 ジュネス宮崎台 103 再生債務者 武智 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 仙台地方裁判所第4民事部 <b>令和7年(再イ)第3号</b> 川崎市宮前区宮崎5丁目11番地8 ジュネス宮崎台 103 再生債務者 武智 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 <b>令和6年(再イ)第51号</b> 神奈川県座間市東原5丁目1番13-202号 再生債務者 新井 伸幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月28日 横浜地方裁判所相模原支部 <b>令和6年(再イ)第52号</b> 群馬県前橋市広瀬町2丁目20番地 S B-703号 再生債務者 松本 麗子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月21日まで 令和7年4月30日 前橋地方裁判所民事部破産再生係 </p>
---	--	---

## 令和6年(再イ)第138号

東京都東大和市奈良橋5丁目816番地の2サ  
ンリットM S III202

再生債務者 大塚 来聖

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
21日まで

令和7年4月30日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和6年(再イ)第146号

東京都町田市金森東3丁目13番4号

再生債務者 秋山 政義

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
21日まで

令和7年4月30日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和5年(再イ)第278号

横浜市中区本牧原21番6—1209号

再生債務者 手代木祐介(旧姓林)

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
21日まで

令和7年4月30日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和6年(再イ)第17号

長野県東御市加沢1441番地4

再生債務者 吉澤賀津彦

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
21日まで

令和7年4月30日 長野地方裁判所上田支部

## 令和7年(再イ)第6号

静岡県焼津市五ヶ堀之内543番地の1

再生債務者 平塚 雄大

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
21日まで

令和7年4月30日

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和6年(再イ)第46号

三重県鈴鹿市岸岡町1200番地の95

再生債務者 山本由紀子

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
21日まで

令和7年4月30日 津地方裁判所再生係

## 令和6年(再イ)第47号

三重県津市一身田中野418番地4 江戸橋グ  
リーンハイツ206

再生債務者 西川 宏

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
21日まで

令和7年4月30日 津地方裁判所再生係

## 令和6年(再イ)第44号

大阪府藤井寺市船橋町7番3号

再生債務者 肉の和島こと 松薗研太朗

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
22日まで

令和7年4月24日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

## 令和6年(再イ)第97号

静岡市葵区羽鳥本町3番3号

再生債務者 渡邊 徹

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
23日まで

令和7年4月25日

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和6年(再イ)第37号

奈良県大和郡市額田部北町237番地2

再生債務者 村田陽二郎

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
23日まで

令和7年4月25日

奈良地方裁判所

## 令和6年(再イ)第43号

山梨県甲府市国母8丁目1番29号 国母ハイ  
ツ103

再生債務者 片岡 翼

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(再イ)第3号

静岡県藤枝市清里2丁目7番地の10

再生債務者 佐藤 享由

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第3号

静岡県富士宮市黒田29番地の31

再生債務者 I—TEQSこと 飯島 敏明

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

静岡地方裁判所富士支部破産係

## 令和6年(再イ)第55号

滋賀県高島市安曇川町田中3700番地20

再生債務者 安達 晴美

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

大津地方裁判所民事部再生係

## 令和6年(再イ)第517号

大阪市住之江区南港中5丁目5番36—408号

再生債務者 西川沙緒理

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

## 令和6年(再イ)第522号

大阪市東成区大今里西1丁目30番8—802号

再生債務者 岡山 有希

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第14号

大阪市港区夕凪1丁目9番4号 シティパレ  
ス朝潮橋Part III 403号

再生債務者 長沼 寿

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(再イ)第123号

大阪府羽曳野市はびきの4丁目13番28号

再生債務者 川崎 教次

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第7号

大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目1番3号

再生債務者 山口 善史

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
26日まで

令和7年4月28日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第3号

大津市大門通8番16号

再生債務者 西岡 香織

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日  
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
28日まで

令和7年4月30日

大津地方裁判所民事部再生係

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第161号 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町26番地14 再生債務者 飯田 龍介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年4月30日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年(再イ)第10号 京都市下京区西木屋町通正面下る八王子町 118番地 L u c i o l e高瀬川 202(前住所) 京都市下京区西木屋町通七条上る新日吉 町138番地1 木屋町ビル 603 再生債務者 丸小 神奈 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年4月30日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年(再イ)第12号 京都府城陽市寺田尼塚14番地の25 再生債務者 森山 修平 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年4月30日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年(再イ)第13号 北九州市八幡東区大宮町20番16号(レビュー 大宮E棟202) 再生債務者 山岸 敦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月25日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(再イ)第158号 神戸市須磨区清水台1番地の18 グレーシィ 須磨アルテビアⅡ番街509号 再生債務者 木村 康夫	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月28日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年(再イ)第159号 神戸市須磨区清水台1番地の18 グレーシィ 須磨アルテビアⅡ番街509号 再生債務者 木村 美幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月28日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年(再イ)第90号 岡山市南区新福1丁目3番25-1号 再生債務者 黒田 直城(旧姓岸本) 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月28日 岡山地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第61号 新潟市西区青山2丁目3番32号 プレステー ジ青山1216号 再生債務者 渡邊 敬樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 新潟地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第62号 新潟市西区鳥原83番地3 再生債務者 小寺 卓	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 新潟地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第2号 兵庫県姫路市大津区天満495番地1(従前の 住所)兵庫県加古川市加古川町南備後322番 地ウインサムパインⅡ-102号 再生債務者 平松 孝一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(再イ)第5号 兵庫県姫路市阿保乙59番地9リバーサイドブ ライト301号室(従前住所)千葉県松戸市新 松戸北1-16-10-303 再生債務者 勝又 博昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年(再イ)第13号 兵庫県姫路市網干区垣内東町146番地ディア スルーブル203(従前の住所)兵庫県姫路市 勝原区朝日谷348-1-1-E-101 再生債務者 阿部 寛市 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年(再イ)第55号 岡山県倉敷市水島相生町11番15号 高越マン ション101 再生債務者 清内 義博	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和6年(再イ)第42号 徳島県板野郡上板町上六條66番地10 再生債務者 高田 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 徳島地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第43号 徳島県板野郡上板町上六條66番地10 再生債務者 高田 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 徳島地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第51号 徳島県徳島市北田宮1丁目6番50-205号 ハイツMORI III 再生債務者 郡 淳貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 徳島地方裁判所民事部個人再生係
--	---	---	---

令和6年（再イ）第35号 青森市浪館前田3丁目12番1号 再生債務者 高坂 悠喜 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年4月30日 青森地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第1号 山口市矢原918番地14 メゾン矢原205号 再生債務者 寺地 貴大 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年4月30日 山口地方裁判所
令和6年（再イ）第14号 宮崎県東臼杵郡門川町西栄町1丁目5番15号 再生債務者 甲斐 博幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年4月30日 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年（再イ）第8号 兵庫県明石市王子2丁目6番7号 サニーフラット201 再生債務者 池内 久美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年4月28日 神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始 令和6年（再ロ）第3号 奈良県香芝市穴虫3066番地45 再生債務者 垣村 哲 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
給与所得者等再生による再生手続廃止 令和6年（再ロ）第7号 北九州市小倉南区企救丘3丁目16番31号 再生債務者 中村 善史 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条1号に定める事由がある。 令和7年4月30日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
令和7年（チ）第1号 東京都品川区東五反田2丁目5番4号 申立人 株式会社フォアフリーダム 代表者代表取締役 高田 嘉明 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都中野区鷺宮一丁目84番地 (最後の住所) 東京都中野区若宮3丁目42番8号 所在等不明共有者 阿部 潔俊 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区北沢二丁目11番5号 所在等不明共有者 浅田 錦男
住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都中野区宮里町26番地 (最後の住所) 東京都中野区本町4丁目35番9号 所在等不明共有者 菅沼 佐介 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都中野区桃園町24番地 (最後の住所) 東京都中野区中野3丁目48番4号 所在等不明共有者 下野喜美治 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区高円寺北三丁目2番3号 所在等不明共有者 須田 時司 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都中野区新井町663番地 (最後の住所) 東京都中野区中野5丁目68番14号 所在等不明共有者 坂田 栄松 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都中野区小淀町11番地 (最後の住所) 東京都中野区中央1丁目18番10号 所在等不明共有者 相澤 森藏 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都文京区宮下町52番地 (最後の住所) 東京都文京区千石4丁目26番4号 所在等不明共有者 加藤 獄一 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都中野区千代田町55番地 (最後の住所) 東京都中野区本町5丁目26番3号 所在等不明共有者 渡辺清十郎 届出期間満了日 令和7年8月21日 令和7年4月21日 千葉地方裁判所木更津支部 (別紙) 物件目録 所在 富津市竹岡字十宮谷 地番 173番26 地目 山林 地積 26平方メートル 所在等不明共有者 9名の各持分 10分の1

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和 7 年 (子) 第 1 号**

静岡県御前崎市佐倉 2256 番地の 3  
申立人 株式会社御前崎ミライド  
住所・居所 不明  
所有者 鈴木 重蔵

届出期間満了日 令和 7 年 6 月 21 日  
令和 7 年 4 月 21 日 翌岡地方裁判所掛川支部  
(別紙) 物件目録  
所在地 御前崎市新野字有ヶ谷  
地番 2511 番  
地目 墓地  
地積 4.01 平方メートル

**令和 7 年 (子) 第 2 号**

京都府京丹後市峰山町長岡 464—2  
申立人 老桜 優二  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 京都府中郡峰山町字長岡 463 番地の 6  
所有者 安田 尚立

届出期間満了日 令和 7 年 6 月 20 日  
令和 7 年 4 月 23 日 京都地方裁判所宮津支部  
(別紙) 物件目録  
所在地 京丹後市峰山町長岡小字鴨池 463 番地 6  
地番 463 番 6  
地目 宅地  
地積 288.241 平方メートル

**所有者不明建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和 7 年 (子) 第 5 号**

石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地  
申立人 輪島市長 坂口 茂  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 石川県輪島市河井町 6 部 14 番地の 59  
所有者 亡松山喜代志相続財産  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 石川県輪島市河井町 6 部 14 番地の 59  
所有者 亡松山喜代志相続財産

届出期間満了日 令和 7 年 6 月 13 日  
令和 7 年 4 月 21 日 金沢地方裁判所輪島支部  
(別紙) 物件目録  
所在地 輪島市河井町六部 14 番地 59  
家屋番号 14 番 59  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺 2 塗建  
床面積 1 階 13.74 平方メートル  
2 階 111.05 平方メートル

**令和 7 年 (子) 第 3 号**

京都府京丹後市峰山町長岡 464—2  
申立人 老桜 優二  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 京都府中郡峰山町字長岡 463 番地の 6  
所有者 安田 尚立

届出期間満了日 令和 7 年 6 月 20 日  
令和 7 年 4 月 23 日 京都地方裁判所宮津支部  
(別紙) 物件目録  
所在地 京丹後市峰山町長岡小字鴨池 463 番地 6  
地番 463 番 6  
地目 宅地  
地積 288.241 平方メートル

**企業年金基金変更公告**

四国自動車企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第 15 条及び確定給付企業年金法施行令第 9 条の規定により次のように公告する。

1. 新事務所の所在地 愛媛県松山市水泥町 455 番地 1

**2. 旧事務所の所在地 愛媛県松山市空港通 6 丁 確認分離公告**

目 10 番 1 号  
3. 変更年月日 令和 7 年 5 月 7 日  
令和 7 年 5 月 12 日 四国自動車企業年金基金  
理事長 末廣 享三

**当社の主の公取**

当記念社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。  
効力発生日は令和 7 年 7 月 1 日であり、甲は会社第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定しておつあす。また、甲は乙の全株式を所有してこあすので、乙の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出トわす。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
濟。

(乙) <https://www.idemitsu.com/jp/>

令和 7 年 5 月 11 日 東京都千代田区三番町六番三号  
株式会社の OLTENE 分割準備会社 2 代表取締役 堀 寛朗

**吸収分割公告**

当社(甲)は、吸収分割によるOLTENE 株式会社(乙)、住所東京都千代田区三番町六番三号のジンエスインコペーネーの事業に関する権利義務を承継するにいたしました。  
乙の会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出トわす。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
濟。

令和 7 年 5 月 11 日 東京都千代田区大手町一丁目三番一号  
東京都千代田区大手町一丁目三番一号  
(甲) 出光興産株式会社 代表取締役 酒井 则明  
(乙) RICOH ハンマー株式会社 代表取締役 石田 真太郎

**吸収分割公告**

当社(甲)は、吸収分割によるOLTENE 株式会社(乙)、住所東京都千代田区三番町六番三号のハーバーランド・マリオット・クチコアーリング事業に関する権利義務を承継するにいたしました。  
乙の会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出トわす。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
濟。

令和 7 年 5 月 11 日 東京都千代田区三番町六番三号  
株式会社の OLTENE 分割準備会社 3 代表取締役 鈴木 貴人

**吸収分割公告**

当記念会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継せよといつにいたしました。  
乙の会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出トわす。

令和 7 年 5 月 11 日 神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号  
(甲) 鎌倉キャピタル合同会社 代表社員 金谷 正文  
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
濟。

令和 7 年 5 月 11 日 東京都東村山市萩山町二丁目二番地五  
六一一四町  
(乙) 会員会社の GFT クラブ  
代表社員 小口 裕太

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のウエアハウス事業並びに、カプセル楽局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) <https://www.geonet.co.jp/>

令和七年五月十一日

名古屋市中区富士見町八番八号

(甲) 株式会社ゲオアミューズメント

代表取締役 小坂 雅章

(乙) 株式会社ゲオ

代表取締役 吉川 恭史

名古屋市中区富士見町八番八号

当社 (甲) は、吸収分割によりナカバヤシ株式会社 (乙) 住所大阪市中央区北浜東一番二〇号) の兵庫工場および関宮工場において営む事業の製造部門に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社は会社法第七十九条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年六月二十七日

掲載頁 一四三頁 (号外第一五四号)

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

令和七年五月十二日

島根県出雲市矢野町三九一一番地三

島根ナカバヤシ株式会社 代表取締役 川上 陽右

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設するSBI N Syste

ms株式会社 (住所東京都港区六本木三丁目一番一号) に対して当社の情報システム本部の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年八月七日

掲載頁 五十六頁 (号外第一八六号)

令和七年五月十二日

東京都港区六本木三丁目一番一号

株式会社SBSI BITS

代表取締役 助間 孝三

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都文京区関口一丁目五十九ドーム関口三F

合同会社ティエラ

代表社員 福島 陸

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

川崎市高津区梶ヶ谷五丁目六番地七

合同会社グッドシーケンス

代表社員 山田 友孝

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市湊町四二番地

合名会社玉井屋本舗

代表社員 玉井 弘子

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

大分市寿町七番五号

合同会社工ナジーウークス

代表社員 一般社団法人T AKE O N

職務執行者 六田浩二郎

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

川崎市高津区梶ヶ谷五丁目六番地七

合同会社玉井屋本舗

代表社員 山田 友孝

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

群馬県利根郡みなかみ町藤原二二九四番地

合同会社藤原石油

代表社員 株式会社宝川温泉 汪泉閣

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

小野与志雄

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

群馬県利根郡みなかみ町藤原二二九四番地

合同会社藤原石油

代表社員 職務執行者 小野与志雄

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、資本金の額を七億五千万円減少し一億円とし、減少した資本金の額の全てを資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を七億五千万円減少し一億円とし、減少した資本金の額の全てを資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を七億五千万円減少し一億円とし、減少した資本金の額の全てを資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を七億五千万円減少し一億円とし、減少した資本金の額の全てを資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を七億五千万円減少し一億円とし、減少した資本金の額の全てを資本準備金とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号島田ビル六階

J DKメディカル株式会社

代表取締役 丸山 大貴

## 資本金の額の減少公告

当法人は、資本金の額を百五十万円減少し二千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

東京都新宿区新宿一丁目一九番七号

あると築地有限責任監査法人  
代表社員 浅野 昌孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公表義務はありません。

令和七年五月十二日

富山県高岡市御旅屋町八五番地

サンコーエストラ東京有限公司  
代表取締役 土田 允子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し九千九百七十五万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の額を資本準備金の額と致します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年七月二十三日  
掲載頁 六十一頁 (号外第一七四号)

令和七年五月十二日

長野県塩尻市大字宗賀一七九七番地一  
株式会社ソルトターミナル  
代表取締役 友保 悟郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年二月二十七日

掲載頁 八十九頁 (号外第三十九号)

令和七年五月十二日

大阪府東大阪市足代北二丁目一五番二五号

株式会社 ONE IRIC SPACE  
代表取締役 小谷 正守

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公表義務はありません。

令和七年五月十二日

岡山市北区今四丁目九番二三号  
株式会社 CCP-3

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月十二日

岡山市北区今四丁目九番二三号

株式会社 CCP-3

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百萬円減少し五百萬円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月十二日

東京都港区六本木三丁目一一番一号  
株式会社 SBI BITS

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百三十八万円、資本準備金の額を三千六百三十七万九千二百六円減少し、それぞれ九百九十万円、七百九十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月十二日

福岡市中央区港一丁目二番一八号 KDX レジデンス大濠ハーバービュータワー二四一〇号

株式会社アンジェロルーチェ  
代表取締役 中平里枝子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八十七億八千九百二十二万七百二十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月十二日

名古屋市東区泉二丁目二七番一四号 関電不動産高岳ビル三F

株式会社 HUG アイビス  
代表取締役 山嶋 美和

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

埼玉県飯能市長沢九三番地五  
代表取締役 大江 康彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を十二億円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年五月十二日

東京都江東区新木場二丁目九番八号  
株式会社 チトセアート

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

富山市桜木町一一番二号  
株式会社 日本海サービス

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

岐阜県安八郡神戸町大字下宮五四〇番地の一  
株式会社 HUG アイビス  
代表取締役 吉田 圭二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十二日

岐阜県大垣市三塚町三三六番地  
日電精工株式会社  
代表取締役 吉田 圭二

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター三丁目一番三号

代表取締役 小関 隆久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

DUALLIFE HAWAII, INC. 代表取締役 小平 寛子

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市東区代官町三五〇三番地

一、最後の住所愛知県名古屋市天白区平針南二丁目六一〇番地 被相続人 亡 佐藤 裕

右被相続人は令和六年五月十二日死亡し、その相続人佐藤良樹は令和七年四月二十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十二日

愛知県名古屋市昭和区川名町三丁目四番地一 限定承認者 佐藤 良樹

## 任意清算公告

当社は、令和七年四月三十日をもつて解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方針に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市長良大路二丁目一七番地

合資会社大新建設 代表社員 市橋 清一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター三丁目一番三号

代表取締役 小関 隆久

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

DUALLIFE HAWAII, INC. 代表取締役 小平 寛子

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市東区代官町三五〇三番地

一、最後の住所愛知県名古屋市天白区平針南二丁目六一〇番地 被相続人 亡 佐藤 裕

右被相続人は令和六年五月十二日死亡し、その相続人佐藤良樹は令和七年四月二十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十二日

日本における代表者 小平 寛子

DUALLIFE HAWAII, INC. 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十二万八千口を消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十二万八千口を消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十二万八千口を消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

外国人会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小平寛子が退任することに対し異議のある債権者は本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十二日

岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

岐阜陸運株式会社 代表取締役 酒向 幸司

債権申出の公告 (第二回)

当社の規約型確定給付企業年金 (旧日鉄カーボン株式会社制度) は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社の規約型確定給付企業年金 (旧日鉄カーボン株式会社制度) に係る債権を有する者は、本公司告第一回掲載 (令和七年五月八日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十二日

岐阜市千代田区丸の内一丁目四番一号 東京

共同会計事務所内 取締役 高山 知也

ジャパンロジスティクス3特定目的会社 代表取締役 高山 知也

共同会計事務所内 取締役 高山 知也

ジャパンロジスティクス3特定目的会社 代表取締役 高山 知也

共同会計事務所内 取締役 高山 知也

共同会計事務所内 取締役 高山 知也

共同会計事務所内 取締役 高山 知也

アセット・スリー特定目的会社 代表取締役 高山 知也

アセット・スリー特定目的会社 代表取締役 高山 知也

行 誤 正 誤

ページ段

行 誤

正

誤

正

誤

正

誤

正

令和七年三月二十七日 (号外第六十六号) 公布

厚生労働省令第二十五号 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則) の一部を改正する省令 (原稿誤り)

改正後欄

百三十四の九

十mgを

トマリキシバツ

トマリキシバツ

トマリキシバツ

トマリキシバツ

トマリキシバツ